

令和3年4月

さいたま市農業委員会月例総会議事録

開催年月日	令和3年4月16日(金)		開催場所	ときわ会館5階 小ホール		
開会時刻	午前9時30分		閉会時刻	午前10時10分		
出席状況	議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
	1	高崎 定一	出席	12	山本 博行	出席
	2	濱野 武雄	出席	13	浅子 幹夫	出席
	3	小島 道隆	出席	14	石川 幸利	出席
	4	細沼 和明	出席	15	関根 光一	出席
	5	関口 正夫	出席	16	高松 佳子	欠席
	6	西形 知行	出席	17	西澤 初男	出席
	7	石井 栄寿	出席	18	横山 敏夫	出席
	8	小山 吉男	出席	19	杉山 起司	出席
	9	小泉 孝行	出席	20	中山 幸光	出席
	10	井原 勇司	欠席	21	小林 勝一	出席
11	本田 敏一	出席				
事務局	事務局長	関根 和彦	農地調整課長	阿久津 守	農業振興課主査	野口 雅朋
	副理事	田中 正美	農地調整課課長補佐兼 農地調整係長	野本 剛司	農地調整課主事	藤田 亮輔
	農業振興課長	石川 秀徳	農業振興課係長	宇根 義雄	農地調整課主事	湯澤 夏希
議案	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について				
	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について				
	議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について				
	議案第5号	生産緑地に係る農業従事状況の認定について				
	議案第6号	租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について				
	議案第7号	相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について				
	議案第8号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について				
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第3条の3の規定による届出について</li> <li>・農地法第4条第1項第8号の規定による届出について</li> <li>・農地法第5条第1項第7号の規定による届出について</li> <li>・農地法第6条第1項の規定による報告（農地所有適格法人）について</li> <li>・農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</li> <li>・営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について</li> </ul>					

<p>1 開 会 石川会長職務代理者</p>	<p>只今から、令和3年4月さいたま市農業委員会月例総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、緊急事態宣言が解除されたことから、従来通り個別の議案説明を行う予定でした。しかしながら、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、引続き担当委員からの議案説明は省略し、補足等がある場合に限り説明をお願いいたします。</p> <p>なお、複数の案件を担当する委員の方におかれましては、すべての案件をひとまとめにするのではなく、1案件ずつお願いいたします。</p> <p>次に、引続き新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「マスク着用の上での発言」について、改めてお願いするものです。</p> <p>また、審議中30分に一度事務局職員が部屋の換気を行いますので、皆さんの御理解、御協力を何卒よろしくお願い申し上げます。</p> <p>最後に、この会議は議事録作成をする必要があります、感染拡大防止に十分配慮した上で、マイクを使用しての進行とさせていただきます。議案説明の際は、事務局職員がマイクを消毒した上で発言者にお渡しいたしますが、会場が狭小であることから座席の前からお渡しすることをご了承ください。</p>
<p>2 会議成立の報告 石川会長職務代理者</p>	<p>本日は、井原委員、高松委員が欠席されておりますので、委員21名中19名出席です。よって、「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしておりますので、本会は成立しております。</p>
<p>3 署名委員の指名 石川会長職務代理者</p>	<p>議事録署名委員として、</p> <p>議席番号3番 小島 道隆 委員</p> <p>議席番号4番 細沼 和明 委員</p> <p>を指名いたします。</p>

議	長	<p>それではさっそく議案審議に入らせていただきます。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について審議します。 議案書に記載されているもの以外で補足説明がある場合に、説明をお願いいたします。</p> <p>番号1番、植水地区、小島委員より何かございますか。</p>
小島委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、三室地区、西形委員より何かございますか。</p>
西形委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号3番、野田地区、浅子委員より何かございますか。</p>
浅子委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号4番、野田地区、浅子委員より何かございますか。</p>
浅子委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号5番、野田地区、浅子委員より何かございますか。</p>
浅子委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号6番、和土地区、濱野委員より何かございますか。</p>
濱野委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。 以上、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、質問 等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
本田委員		
議	長	<p>ありがとうございました。 以上、議案第1号、農地法第3条の規定について、質問等のある方は、 挙手をお願いいたします。</p>

各 委 員	質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。 議案第1号について、賛成の方の挙手を求めます。
議 長	総員賛成でございます。 議案第1号について、許可することと決定いたします。

— 総 員 賛 成 —

議	長	<p>続きますして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>引き続き迅速な議事を進めていきますので、担当委員からの議案説明については省略し、補足説明等ございましたら発言をしてください。</p> <p>番号1番、馬宮地区、杉山委員より何かございますか。</p>
杉山委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きますして、番号2番、日進地区、山本委員より何かございますか。</p>
山本委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きますして、番号3番、七里地区、西澤委員より何かございますか。</p>
西澤委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きますして、番号4番、新和地区、小林委員より何かございますか。</p>
小林委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きますして、番号5番、慈恩寺地区、中山委員より何かございますか。</p>
中山委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きますして、番号6番、慈恩寺地区、中山委員より何かございますか。</p>
中山委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きますして、番号7番、慈恩寺地区、中山委員より何かございますか。</p>
中山委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、質問等の</p>

ある方は、挙手をお願いいたします。

西 形 委 員

番号7番について伺います。申請地の現況を教えてください。

事 務 局

申請地の一部に建物があります。また、建築可能な位置指定道路に接しています。この道路は、さいたま市が市街化区域と市街化調整区域に線引きをした昭和45年以前から存在する道路であり、建築物を建築する目的で設けられた道路となります。今回の申請農地は位置指定道路に接していることから、一部ではなく全筆での申請に至りました。

他にありますでしょうか。

質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。

議案第2号について、賛成の方の挙手を求めます。

各 委 員

— 総 員 賛 成 —

議 長

総員賛成でございます。  
議案第2号について、許可することと決定いたします。

議 長	<p>続きますして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>引き続き迅速な議事を進めていきますので、担当委員からの議案説明については省略し、補足説明等ございましたら発言をしてください。</p> <p>番号1番、植水地区、小島委員より何かございますか。</p>
小 島 委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きますして、番号2番、植水地区、小島委員より何かございますか。</p>
小 島 委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きますして、番号3番、馬宮地区、杉山委員より何かございますか。</p>
杉 山 委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きますして、番号4番、馬宮地区、杉山委員より何かございますか。</p>
杉 山 委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きますして、番号5番、指扇地区ですので私の案件ですが、問題はありません。</p> <p>続きますして、番号6番、指扇地区ですので私の案件ですが、問題はありません。</p> <p>続きますして、番号7番、片柳地区、小山委員より何かございますか。</p>
小 山 委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きますして、番号8番、片柳地区、小山委員より何かございますか。</p>
小 山 委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きますして、番号9番、和土地区、濱野委員より何かございますか。</p>
濱 野 委 員	<p>ありません。</p>

議	長	ありがとうございました。 続きます、番号10番、慈恩寺地区、中山委員より何かございますか。	
中	山	委員	ありません。
議	長	ありがとうございました。 以上、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。	
			質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第3号について、賛成の方の挙手を求めます。
各	委	員	— 賛 成 多 数 —
議	長	総員賛成でございます。 議案第3号について、許可することと決定いたします。	



議 長	<p>続きますして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について審議します。</p> <p>引き続き迅速な議事を進めていきますので、担当委員からの議案説明については省略し、補足説明等ございましたら発言をしてください。</p> <p>番号27番、28番につきましましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当する案件ですので、先に審議します。</p> <p>恐れ入りますが、浅子委員、一時ご退席をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">— 浅子委員退席 —</p> <p>番号27番、野田地区、事務局より何かございますか。</p>
事 務 局	<p>ありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きますして、番号28番、野田地区、事務局より何かございますか。</p>
事 務 局	<p>ありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第4号、番号27番、番号28番について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総員賛成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第4号、番号27番、28番について、意見決定することといたします。</p> <p>それでは、浅子委員、ご入室ください。</p> <p style="text-align: center;">— 浅子委員入室 —</p>
小 島 委 員	<p>では、改めまして審議に入りたいと思います。</p> <p>番号1番、植水地区、小島委員より何かございますか。</p> <p>ありません。</p>

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号2番、馬宮地区、杉山委員より何かございますか。

杉山委員 ありません。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号3番、馬宮地区、杉山委員より何かございますか。

杉山委員 ありません。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号4番、馬宮地区、杉山委員より何かございますか。

杉山委員 ありません。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号5番、馬宮地区、杉山委員より何かございますか。

杉山委員 ありません。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号6番、馬宮地区、杉山委員より何かございますか。

杉山委員 ありません。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号7番、馬宮地区、杉山委員より何かございますか。

杉山委員 ありません。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号8番、片柳地区、小山委員より何かございますか。

小山委員 ありません。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号9番、片柳地区、小山委員より何かございますか。

小山委員 ありません。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号10番、片柳地区、小山委員より何かございますか。

小山委員 ありません。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号11番、三室地区、西形委員より何かございますか。

西形委員 ありません。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号12番、木崎地区、西形委員より何かございますか。

西形委員 ありません。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号13番、木崎地区、西形委員より何かございますか。

西形委員 ありません。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号14番、木崎地区、西形委員より何かございますか。

西形委員 ありません。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号15番、三室地区、西形委員より何かございますか。

西形委員 ありません。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号16番、三室地区、西形委員より何かございますか。

西形委員 ありません。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号17番、三室地区、西形委員より何かございますか。

西形委員 ありません。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号18番、三室地区、西形委員より何かございますか。

西形委員	ありません。
議長	ありがとうございました。 続きまして、番号19番、大久保地区、高崎委員より何かございますか。
高崎委員	ありません。
議長	ありがとうございました。 続きまして、番号20番、大久保地区、高崎委員より何かございますか。
高崎委員	ありません。
議長	ありがとうございました。 続きまして、番号21番、野田地区、浅子委員より何かございますか。
浅子委員	ありません。
議長	ありがとうございました。 続きまして、番号22番、野田地区、浅子委員より何かございますか。
浅子委員	ありません。
議長	ありがとうございました。 続きまして、番号23番、野田地区、浅子委員より何かございますか。
浅子委員	ありません。
議長	ありがとうございました。 続きまして、番号24番、野田地区、浅子委員より何かございますか。
浅子委員	ありません。
議長	ありがとうございました。 続きまして、番号25番、野田地区、浅子委員より何かございますか。
浅子委員	ありません。
議長	ありがとうございました。 続きまして、番号26番、野田地区、浅子委員より何かございますか。
浅子委員	ありません。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号29番、新和地区、小泉委員より何かございますか。

小泉委員 ありません。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号30番、新和地区、小林委員より何かございますか。

小林委員 ありません。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号31番、新和地区、小林委員より何かございますか。

小林委員 ありません。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号32番、和土地地区、濱野委員より何かございますか。

濱野委員 ありません。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号33番、川通地区、事務局より何かございますか。

事務局 ありません。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号34番、柏崎地区、本田委員より何かございますか。

本田委員 ありません。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号35番、柏崎地区、本田委員より何かございますか。

本田委員 ありません。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号36番、柏崎地区、本田委員より何かございますか。

本田委員 ありません。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号37番、河合地区、関根委員より何かございますか。

関根委員	ありません。
議長	ありがとうございました。 続きまして、番号38番、河合地区、関根委員より何かございますか。
関根委員	ありません。
議長	ありがとうございました。 続きまして、番号39番、河合地区、関根委員より何かございますか。
関根委員	ありません。
議長	ありがとうございました。 以上、議案第4号、番号27番、番号28番を除く農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による案件について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。
小山委員	番号16番について伺います。譲受人の年齢、職業を教えてください。また、通作距離が8.9kmとありますが、所有農機である耕耘機をどのように運ぶのかを教えてください。
事務局	年齢は40歳、職業は会社員でIT関係の企業に勤めています。耕耘機については、軽トラックで運び出すとのことでした。
小林委員	番号16番について伺います。権利の設定期間が9年10ヶ月である理由を教えてください。
事務局	譲受人と譲渡人の当事者同士で協議した結果でございます。
浅子委員	番号12番について伺います。譲受人の経営状況で貸付地が多く見受けられますが、どのように使用されているのか教えてください。
事務局	個人である譲受人は、別で農業法人を営んでおります。その従業員に貸付をし、管理を分けているとのことでした。
石井委員	番号8番について伺います。譲受人の経歴を教えてください。
小山委員	農業大学校を卒業した後に植木業を営んでいましたが、途中で業務を停止しました。空白期間を経て、改めて農業を行うに至ったことから新規設定の案件となります。

議	長	他にありませんでしょうか。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 番号27番、番号28番を除く議案第4号について、賛成の方の挙手を求めます。
各	委 員	— 総 員 賛 成 —
議	長	総員賛成ですので、議案第4号、番号27番、番号28番を除く案件について、原案どおり意見決定することといたします。

議	長	<p>続きますして、議案第5号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について審議します。</p> <p>引き続き迅速な議事を進めていきますので、担当委員からの議案説明については省略し、補足説明等ございましたら発言をしてください。</p> <p>番号1番、大宮地区、山本委員より何かございますか。</p>
山本委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きますして、番号2番、大砂土地区、細沼委員より何かございますか。</p>
細沼委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きますして、番号3番、大門地区、石井委員より何かございますか。</p>
石井委員		ありません。
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上、議案第5号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第5号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員		— 総員賛成 —
議	長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第5号について、認定することと決定いたします。</p>



<p>議 長</p>	<p>続きますして、議案第6号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について審議します。</p> <p>番号1番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第6号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第6号について、原案どおり証明することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きますして、議案第7号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議します。</p> <p>番号14番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当する案件ですので、先に審議します。</p> <p>恐れ入りますが、西形委員、一時ご退席をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">— 西 形 委 員 退 席 —</p> <p>番号14番につきまして、質問等のある方は挙手をお願いいたします。質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第7号、番号14番について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございます。議案第7号、番号14番について、意見決定することといたします。</p> <p>それでは、西形委員、ご入室ください。</p> <p style="text-align: center;">— 西 形 委 員 入 室 —</p> <p>では、改めまして審議に入りたいと思います。</p> <p>番号14番を除く、番号1番から番号22番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気付きの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>番号14番を除く、議案第7号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第7号について、原案どおり証明することといたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第8号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について審議します。番号1番、事務局より説明願いますが、何かございますか。</p>
事 務 局	<p>事務局より補足説明をさせていただきます。  この案件は、議案第4号番号11の利用権設定にて農地中間管理機構が借受ける農地を、市が作成しました農用地利用配分計画(案)の賃借権の設定等を受ける者に6年間貸付けることが適切か否かについて、市農業政策課より農業委員会に対して意見照会があったものでございます。  申請者は新規就農となりますが、4年半に渡り栽培技術と農業経営の習得について実習を積んでおります。  営農計画、農機具等は、新規就農にかかるチェックシート記載のとおりで、販路も確保しております。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。  意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>ないようですので、採決に入りたいと思います。  議案第8号について、農業政策課に回答してもよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 異 議 な し —</p>
議 長	<p>それでは、議案第8号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p>

<p>5 報告事項</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>本日の議案審議は、以上です。 続きまして、報告事項ですが、市街化区域の転用届等の報告事項につきまして事務局より説明がございます。</p> <p>事務局お願いいたします。</p> <p>お手元の資料をご覧ください。 令和3年3月分報告事項です。</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出でございます。 農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。 農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございます。 農地法第6条第1項の規定による報告（農地所有適格法人）でございます。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による合意解約通知でございます。 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告でございます。</p> <p>ありがとうございました。 意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>ないようでございますので、閉会のご挨拶を、本田会長職務代理よりお願いいたします。</p>
<p>6 閉会宣言</p> <p>本田会長職務代理者</p>	<p>本日は、長時間の審議ご苦労さまでした。</p> <p>これをもちまして、令和3年4月、さいたま市農業委員会月例総会を閉会いたします。</p>